

経 済 産 業 省

20171122貿局第2号
輸出注意事項29第27号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成29年12月6日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成30年1月22日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後				改 正 前			
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1－0 (略) 1－1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)				(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1－0 (略) 1－1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
	爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ～リ (略) ヌ <u>反応材料であって、次のいずれかに該当する粉末（粒子の最大径が二五〇マイクロメートル未満のものに限る。）又は当該粉末からなる成型品</u>			爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ～リ (略) <u>(新設)</u>	

- | | | |
|--|-----|------------|
| | (一) | アルミ
ニウム |
| | (二) | ニオブ |
| | (三) | ほう素 |
| | (四) | ジルコ
ニウム |
| | (五) | マグネ
シウム |
| | (六) | チタン |
| | (七) | タンタ
ル |
| | (八) | タング
ステン |
| | (九) | モリブ
デン |
| | (十) | ハフニ
ウム |

注：イ 反応材料
とは、高い
せん断速度
でのみ発熱
反応を発生
させ、弾頭
のライナー
又は外殻と
して使用す
るために設
計されたも
のをいう。

ロ 粉末とは
、例えば、
高エネルギー
ボールミ
ルによる粉
砕過程を経

		て製造されたものをいう。							
		ハ 成型品とは、選択的レーザー焼結で製造されたものをいう。							
	(略)	(略)			(略)	(略)			
	火薬類	(略)	次のいずれかに該当するものを除く。		火薬類	(略)	(新設)		
			イ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの						
			ロ 自動車用エアバッグガス発生器であつて、民生用自動車に用いるもの						
			ハ 自動車用シートベルト引張り固定器であつて、民生用自動車に用いるもの						
			ニ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第1条の4第七号						

に規定する経済
産業大臣が指定
するもの（平成
二十四年経済産
業省告示第十四
号）であつて、
次に掲げるもの

（一）自動車

に用いる火
工品、自動
車用シート
ベルト引っ
張り固定器
に用いるL
字型ガス発
生器及び自
動車用エア
バッグガス
圧力容器封
板開放装置
に用いるガ
ス発生器で
あつて、民
生用自動車
に用いるも
の

（二）宇宙産

業用又は航
空機工業用
のワイヤカ
ッタであつ
て、民生用
のもの

ホ 施行規則第1
条の5第一号に

			<u>規定するがん具用煙火</u> <u>へ 施行規則第 1 条の 5 第六号に規定する緊急保安炎筒であって、民生用自動車に用いるもの</u>				
		<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品を含む</u> <u>。</u>	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 火薬類取締法施行規則（昭和 2 5 年通商産業省令第 8 8 号）第 1 条の 5 第一号に規定されているがん具用煙火</u> <u>ロ 火薬類取締法施行規則第 1 条の 5 第六号に規定されている緊急保安炎筒（民生用自動車に用いるものに限る。）</u> <u>ハ 「銃砲弾」の項の右欄に掲げるもの</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)		
2	(略)	(略)		2	(略)	(略)	

	細粒ステンレス鋼	米国自動車技術者協会（S A E）規格 3 0 0 番台型ステンレス鋼であって、オーステナイト結晶粒度で粒度番号 5 以上のステンレス鋼又はこれと同等のものをいう。	
	（略）	（略）	
	数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（ <u>国際規格 I S O 2 3 8 2 （ 2 0 1 5 ）</u> 参照）	
	（略）	（略）	
	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する 2 軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（ <u>国際規格 I S O 2 8 0 6 （ 1 9 9 4 ） 参照</u> ）	
	（略）	（略）	
3	（略）	（略）	
	N・N－ジア ルキルアミノ エタン－2－ チオール（ア ルキル基の炭 素数が 3 以下	<u>2－ジイソプロピ ルアミノエタンチ オール</u> を含む。	

	細粒ステンレス鋼	3 0 0 番台型ステンレス鋼であって、オーステナイト結晶粒度で粒度番号 5 以上のステンレス鋼又はこれと同等のものをいう。	
	（略）	（略）	
	数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（ <u>国際規格 I S O 2 3 8 2 参照</u> ）	
	（略）	（略）	
	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する 2 軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（ <u>国際規格 I S O 2 8 0 6－1 9 8 0 最新版参照</u> ）	
	（略）	（略）	
3	（略）	（略）	
	N・N－ジア ルキルアミノ エタン－2－ チオール（ア ルキル基の炭 素数が 3 以下	<u>2－ジイソプロピ ルアミンエタンチ オール</u> を含む。	

		<u>属化合物をいう。</u>					
	(略)	(略)			(略)	(略)	
6	<u>貨物等省令第5条第一号イ中の内輪、外輪及び転動体</u>	<u>イ 内輪及び外輪とは、国際規格ISO 5593：1997で定める一列以上の軌道を持つラジアル軸受の環状の部品をいう。</u> <u>ロ 転動体とは、国際規格ISO 5593：1997で定める両軌道の間を転がる玉又はころをいう。</u>		6	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>パラレルメカニズムのもの</u>	<u>プラットフォーム及びアクチュエーター（各アクチュエーターは、各ロッドに対し同時、かつ、独立して作動する。）と結合している複数のロッドを有する工作機械をいう。</u>	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
7	(略)	(略)		7	(略)	(略)	
	集積回路	<u>(削る)</u>			集積回路	<u>モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路（集積回路を組み合わせたもの又は集積回路と回路素子若しくは個別部品を組み合わせ、特定の機能を行うように相互に接続したものであって、カ</u>	

プセル封じをして
いないデバイスを
1以上含むもので
、通常の集積回路
の製造方法を用い
て相互接続されて
いるもので、一体
として交換可能な
もので、かつ、分
解することが不可
能なものをいう。
)、マルチチップ
集積回路（同一基
板上にモノリシッ
ク集積回路を複数
搭載したものをい
う。）、膜形集積回
路（厚膜又は薄膜
の堆積によって、
絶縁基板上に回路
素子及び金属相互
接続のアレイを形
成したものをいい
、シリコンオンサ
ファイア集積回路
を含む。）、光集
積回路、三次元集
積回路（半導体ダ
イの集合体であっ
て、ダイ同士が積
み重ねられており
、ダイ間を配線す
るために、少なく
とも1つ以上のダ
イを貫通している

	ウエハー上における回路形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものをいう。	
<u>ハイブリッド集積回路</u>	<u>集積回路を組み合わせたもの又は集積回路と回路素子若しくは個別部品を組み合わせて、特定の機能を行うように相互に接続したものであって、カプセル封じをしていないデバイスを1以上含むもので、通常集積回路の製造方法を用いて相互接続されているもので、一体として交換可能なもので、かつ、分解することが不可能なものをいう。</u>	
<u>マルチチップ集積回路</u>	<u>同一基板上にモノリシック集積回路を複数搭載したものをいう。</u>	
<u>膜形集積回路</u>	<u>厚膜又は薄膜の堆積によって、絶縁基板上に回路素子及び金属相互接続のレイを形成したものをいう。</u>	
<u>三次元集積回路</u>	<u>半導体ダイ又はアクティブデバイス層の集合体であって、デバイス層同士の相互接続を形成するためのインターポーザー（電気的な接続を可能にするた</u>	

	<u>ビアを有するもの。）及びそれらの機能が決定されたウエハー（回路形成工程を完了したもの及び工程途中のものを含む。）を含む。</u>
	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

	めのインターフェースをいう。)、基板、ダイ又は層を完全に貫通するビアを有するものをいう。
モノリシックマイクロ波集積回路	マイクロ波又はミリ波の周波数で作動するモノリシック集積回路をいう。
(略)	(略)
貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでの集積回路	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでに基づいて判定するものとする。
	(略)
(略)	(略)
貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの	貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの（以下、「ADC」という。）については、以下のとおりとする。 イ～ホ （略） へ 出力速度は、サンプリングレート、変換レート又はスループットレ

(新設)	(新設)
(略)	(略)
貨物等省令第6条第一号ハからチまで、ル及びワの集積回路	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハからチまで、ル又はワに基づいて判定するものとする。
	(略)
(略)	(略)
貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの	貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの（以下、「ADC」という。）については、以下のとおりとする。 イ～ホ （略） へ 出力速度は、サンプリングレート、変換レート又はスループットレ

	トともいい、メガヘルツ（MH z） <u>メガワード毎秒又はメガサンプル毎秒（MS P S）</u> で表示される。 ト 出力速度の計測について、1 秒当たりの1 <u>サンプル</u> は、1 ヘルツ又は1 <u>出力ワード毎秒</u> に相当する。 チ・リ （略）
（略）	（略）
デジタルアナログ変換クロック周波数	（略）
<u>貨物等省令第6条第二号イ及びロ中の真空電子デバイス</u>	<u>真空回路における電磁波の伝搬又は無線周波数空洞共振器を使用した電子ビームの相互作用を基礎とした電子デバイスをいう。</u>
（略）	（略）
宇宙用に設計した	（略）
<u>デュアルモード</u>	<u>真空電子デバイスのビーム電流がグリッドを使用することで意図的に連続モードとパルスモードとの間で切り換えることが可能なものであって、最大パルス出力が連続波出力よりも大きいものをいう。</u>
<u>熱電子陰極</u>	<u>固体を加熱することで電子を放出させる陰極をいう。</u>

	トともいい、メガヘルツ（MH z） 又はメガサンプル毎秒（MS P S） で表示される。 ト 出力速度の計測について、1 秒当たりの1 <u>出力ワード</u> は、1 ヘルツ又は1 <u>サンプル毎秒</u> に相当する。 チ・リ （略）
（略）	（略）
デジタルアナログ変換クロック周波数	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（略）	（略）
宇宙用に設計した	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>含浸形陰極</u>	<u>多孔質の金属体（タングステン等）に電子放射物質を含浸させた陰極をいう。（この陰極の電子放射面に金属薄膜</u>

<u>モノリシック マイクロ波集 積回路増幅器</u>	(略)	
(略)	(略)	
<u>マイクロ波用 固体増幅器（ ハに該当する モノリシック マイクロ波集 積回路増幅器 を除く。）又 はこれを含む 組立品若しく はモジュール （カに該当す る送受信モジ ュール及び送 信モジュール を除く。）</u>	(略)	
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	
(略)	(略)	
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	

	<u>をコートしたものを含む。)</u>	
<u>マイクロ波用 モノリシック 集積回路を用 いた電力増幅 器</u>	(略)	
(略)	(略)	
<u>マイクロ波用 固体増幅器又 はマイクロ波 用固体増幅器 を含む組立品 若しくはモジ ュール</u>	(略)	
<u>貨物等省令第 6条第二号ホ に掲げる貨物</u>	<u>送受信モジュール 及び送信モジュー ルを含む。</u>	
(略)	(略)	
<u>貨物等省令第 6条第二号ホ （六）3中の</u>	<u>動作帯域幅の下限が2．7ギガヘルツ 以下に及ぶ場合、最小動作周波数とし て2．7ギガヘルツを用いるものとす</u>	

(略)	(略)
周波数シンセサイザー	(略)
<u>送受信モジュール</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置をいう。</u>
<u>送受信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>
<u>送信モジュール</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子装置をいう。</u>
<u>送受信モジュール又は送信モジュール</u>	<u>貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号カ（三）における平面のいずれかの辺の長さには、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。</u>
<u>送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる送信用モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>

<u>最小動作周波数</u>	<u>る。</u>
(略)	(略)
周波数シンセサイザー	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<u>送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。</u>
<u>貨物等省令第6条第二号カ(三)中の計算式</u>	<u>動作帯域幅の下限が2.7ギガ以下に及ぶ場合、最小動作周波数として2.7ギガヘルツを用いるものとする。</u> <u>次の式を満たすものとする。</u> <u>$d \text{ [cm]} \leq 15 \times N / f \text{ [GHz]}$</u> <u>d：平面のいずれかの辺の長さをセンチメートル（cm）で表した値</u> <u>N：一つの辺に並べられた送信又は受信のチャンネル数</u> <u>f：ギガヘルツ（GHz）で表した最小動作周波数</u>
<u>貨物等省令第6条第二号カ中のチャンネル</u>	<u>平面に並べられた複数の送受信モジュール、送受信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路の任意の固体をいう。</u>
(略)	(略)
Ⅲ－Ⅴ族化合物	(略)

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
Ⅲ－Ⅴ族化合物	(略)

		(削る)			
<u>窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウム（これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、燐）の順番を問わない。）のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。</u>					
<u>窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウ</u>	<u>これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、燐及び砒素）の順番を問わない。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

	<u>ム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウム</u>				
	(略)	(略)		(略)	(略)
8	(略)	(略)		8	(略)
	デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタ	<u>デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために特別に設計されたものをいう。</u>		デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタ	<u>(新設)</u>
		(略)			(略)

	ル電子計算機の附属装置		
	(略)	(略)	
	貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	(略)	
			(削る)
9	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
		(削る)	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第8条第九号から第十一号までの規定中の	他の貨物の部分品である場合においても、貨物等省令第8条第九号から第十一号までのいずれかに基づいて判定するものとする。	

	ル電子計算機の附属装置		
	(略)	(略)	
	貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品	(略)	
			デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が12.5実効テラ演算を超えないものに特別に設計された部分品を除く。
9	(略)	(略)	
	コヒーレント伝送方式	搬送波レーザーに同期させるために受信側に光局部発振器を使用した方式をいう。	
		ホモダイン方式、ヘテロダイン方式又はイントラダイン方式を含む。	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第8条第九号から第十号まで又は第十二号	(新設)	